

第36問 別紙1の登記がされている不動産(以下「甲建物」という。)について、司法書士法務直子は、平成29年6月15日、後記【事実関係】1から8までの事実を聴取し、後記【事実関係】9及び10のとおり登記原因を証する情報(以下「登記原因証明情報」という。)の起案をしたほか、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。また、司法書士法務直子は、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を提供することができない者から、資格者代理人による本人確認情報を作成、提供することの依頼を受けた。同日、司法書士法務直子は、当該依頼に係る登記の申請を行った。

同月30日、甲建物について、司法書士法務直子は、後記【事実関係】11から15までの事実を聴取したほか、同日、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務直子は、当該依頼に係る登記の申請を行った。

以上にに基づき、後記の問1から問3までに答えなさい。

【事実関係】

- 1 甲野太郎は、甲建物の所有者であったが、平成28年10月2日、死亡した。
- 2 甲野太郎の相続関係は、別紙2記載のとおりである。ただし、甲野次郎は、甲野太郎から、生前、生計の資本として自らの法定相続分に相当する金額を超える贈与を受けていた。甲野三郎は、東京家庭裁判所に亡甲野太郎に係る相続の放棄をする旨の申述をし、平成28年12月19日、同申述を受理する審判がされた。
- 3 甲野太郎の相続人全員(以下「相続人ら」という。)は、平成29年5月5日、別紙3「遺産分割協議書」記載のとおり、甲野一郎が甲建物を取得する旨の遺産分割協議をした。なお、当該遺産分割協議のほかに相続人らの間で成立した遺産分割協議はない。
- 4 麻布税務署は、甲野次郎に対する租税債権を保全するため、平成29年5月23日、同人に代位して、平成28年10月2日相続を登記原因とする所有権の移転の登記を嘱託した。併せて、麻布税務署は、甲野次郎の持分について、差押えの登記を嘱託した。株式会社すみれ銀行及び株式会社わかば銀行は、その旨を平成29年5月24日、了知した。
- 5 麻布税務署は、平成29年6月12日、甲野次郎から、同人が滞納している租税債権の全額の納付を受け、甲野次郎の持分の差押えを解除し、その旨の登記を嘱託した。株式会社すみれ銀行及び株式会社わかば銀行は、その旨を同月13日、了知した。
- 6 甲野一郎は、平成29年6月14日、東京都港区六本木八丁目1番1号から東京都港

区六本木八丁目10番10号に住所を移転した。

- 7 株式会社すみれ銀行と甲野太郎及び甲野一郎は、別紙1権利部(乙区)1番のとおり金銭消費貸借契約に基づく取引関係があった。平成29年6月14日、株式会社すみれ銀行銀座支店の担当者は、相続人らに対し、連帯債務者甲野太郎について、相続による抵当権の変更の登記を申請してほしい旨の申出をした。なお、株式会社すみれ銀行は上記3の遺産分割協議の内容を把握していない。
- 8 上記7の相続による抵当権の変更の登記がされることを前提として、株式会社すみれ銀行と相続人らは、平成29年6月15日、別紙5「債務引受契約書」記載のとおり契約を締結した。この際、株式会社すみれ銀行銀座支店の担当者は、当該契約による登記のほか申請することができる登記があれば、その全ての登記を申請してほしい旨の申出をした。
- 9 甲野花子、甲野一郎、甲野次郎及び甲野三郎は、甲建物の所有権に関する登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報を作成して提供することとし、平成29年6月15日、その起案を司法書士法務直子に依頼した。
- 10 平成29年6月15日、司法書士法務直子は、上記9の依頼に基づき、権利の移転の登記の方法によらずに登記の申請をすることとして別紙4の登記原因証明情報を起案し、甲野花子、甲野一郎、甲野次郎及び甲野三郎は、当該登記原因証明情報に記名押印した上、司法書士法務直子に交付した。
- 11 平成29年6月17日、横浜で人気のパスタ料理店を経営する株式会社ベイパスタは、甲野一郎に対し、甲建物を賃借したい旨の申出をした。
- 12 また、平成29年6月17日、株式会社ベイパスタは、甲野一郎に対して、甲建物の賃貸借契約を締結する場合には、当該契約に基づく賃借権が、先に登記されている抵当権及び根抵当権を有する者に対抗することができるようにしたい旨の申出をした。
- 13 平成29年6月19日、甲野一郎は、上記12の申出を受けて、関与が必要な関係当事者に対して、株式会社ベイパスタの上記11及び12の申出を伝えた。その後、各関係当事者は、それぞれ、甲野一郎に対し、当該申出に応じる意向がある旨の連絡をした。
- 14 これを受けて、平成29年6月26日、甲野一郎と株式会社ベイパスタは、別紙6「賃貸借契約書」記載のとおり契約を締結した。
- 15 株式会社すみれ銀行は平成29年6月28日に、株式会社わかば銀行はもみじファイナンス株式会社の承諾を得て同月30日に、それぞれ株式会社ベイパスタに対し、甲野一郎を通じてされた上記12の申出の内容に同意した。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。
なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までにそれぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。
また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務直子の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士法務直子は、複数の登記の申請をする場合には、権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請する。また、司法書士法務直子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 4 司法書士法務直子は、権利部(甲区)又は権利部(乙区)の各区において、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付の先後が不明であり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、申請人の数が少ないものから順に申請するものとする。
- 5 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 6 甲建物は東京法務局の管轄に属している。また、司法書士法務直子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 7 平成 29 年 1 月 1 日現在の甲建物に係る課税標準の額は 8,378 万 5,923 円とする。

問 1 司法書士法務直子が甲建物について平成 29 年 6 月 15 日に申請した所有権に関する各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人(以下「申請事項等」という。問 2 及び問 3 において同じ。)並びに添付情報を、司法書士法務直子が申請した登記の順に従って、第 36 問答案用紙の第 1 欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

また、【事実関係】の 10 の登記原因証明情報(別紙 4)における「登記の原因となる事実又は法律行為」欄の(X)の欄に記載すべき事実や法律行為について、事実又は法律行為ごとに箇条書きで、第 36 問答案用紙の第 1 欄(3)に記載しなさい。

問 2 司法書士法務直子が甲建物について平成 29 年 6 月 15 日に申請した抵当権に関する各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等及び添付情報を、司法書

士法務直子が申請した登記の順に従って、第 36 問答案用紙の第 2 欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問 3 司法書士法務直子が甲建物について平成 29 年 6 月 30 日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務直子が申請した登記の順に従って、第 36 問答案用紙の第 3 欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第 36 問答案用紙の第 1 欄から第 3 欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 申請人について「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について住所、本店又は代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。
 - (3) 民法第 423 条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び代位原因をも記載する。
 - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由を記載する。
- 2 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、会社法人等番号を提供する申請人等の記載の後に続けて、当該申請人等の会社法人等番号を括弧書きで「(会社法人等番号 0000-00-000000)」の要領で記載する。会社法人等番号は、次の〔表〕のとおりとする。

〔表〕

商 号	会社法人等番号
株式会社すみれ銀行	0100-01-123456
株式会社わかば銀行	0100-01-654321
株式会社ベイパスタ	0200-01-567890
もみじファイナンス株式会社	0104-01-345678

- 3 第 36 問答案用紙の第 1 欄から第 3 欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっ

ては、次の要領で行うこと。

- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヌまで)を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヌまで)を記載する。
 - (3) 後記【添付情報一覧】のアからヌまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のツからナまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のキを記載するときは、記号の後に続けて、キの括弧書きの「(何の事実を証するもの)」に当該事実を補い、「キ(売買の事実を証するもの)」の要領で記載する。なお、キのほかに添付をすることができる添付情報が【添付情報一覧】にある場合には、キを添付しないで当該添付情報を添付するものとする。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のニ又はヌの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ニ又はヌの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「ニ(株式会社X Y Z銀行のもの)」の要領で記載する。
 - (7) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 4 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
 - 5 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄((3)を除く。)から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
 - 6 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
 - 7 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。
 - 8 登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
 - 9 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載する

こと。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

ア	遺産分割協議書(別紙3)	セ	甲建物乙区1番の登記識別情報
イ	登記原因証明情報(別紙4)	ソ	甲建物乙区2番の登記識別情報
ウ	債務引受契約書(別紙5)	タ	甲建物乙区2番付記1号の登記識別情報
エ	賃貸借契約書(別紙6)		
オ	甲野太郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書, 戸籍謄本, 除籍謄本及び改製原戸籍謄本	チ	司法書士法務直子が作成した本人確認情報
カ	甲野三郎の相続の放棄の申述の受理証明書	ツ	甲野花子の印鑑に関する証明書
キ	登記原因証明情報(何の事実を証するもの)	テ	甲野一郎の印鑑に関する証明書
ク	甲野太郎の住民票の除票(本籍の記載あり)	ト	甲野次郎の印鑑に関する証明書
ケ	甲野花子の住民票の写し(本籍及び従前の住所の記載あり)	ナ	甲野三郎の印鑑に関する証明書
コ	甲野一郎の住民票の写し(本籍及び従前の住所の記載あり)	ニ	登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
サ	甲野次郎の住民票の写し(本籍及び従前の住所の記載あり)	ヌ	登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
シ	甲野三郎の住民票の写し(本籍及び従前の住所の記載あり)		
ス	甲建物について平成29年6月29日以前に通知された所有権に関する登記識別情報		

別紙 1

表 題 部(主である建物の表示)	調製	【省略】	不動産番号	【省略】
所在図番号	【省略】			
所 在	中央区銀座九丁目 1 番地	余白		
家屋番号	1 番	余白		
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建	1 階	165 10	平成 18 年 5 月 3 日新築 〔平成 18 年 5 月 10 日〕
		2 階	165 10	

権 利 部(甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 18 年 5 月 15 日 第25877 号	所有者 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 甲野太郎
2	所有権移転	平成 29 年 5 月 23 日 第26555 号	原因 平成 28 年 10 月 2 日相続 共有者 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 持分 6 分の 3 甲野花子 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 6 分の 1 甲野一郎 東京都港区六本木八丁目 2 番 2 号 6 分の 1 甲野次郎 東京都港区六本木八丁目 3 番 3 号 6 分の 1 甲野三郎 代位者 財務省 代位原因 平成 29 年 5 月 22 日甲野次郎持分滞納 処分の差押
3	甲野次郎持分差押	平成 29 年 5 月 23 日 第26556 号	原因 平成 29 年 5 月 22 日麻布税務署差押 債権者 財務省

権 利 部(乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成 18 年 5 月 15 日 第25878 号	原因 平成 18 年 5 月 15 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 2 億 2,100 万円 利息 年 2・15 % 損害金 年 14・50 % 連帯債務者 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 甲野太郎 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 甲野一郎 抵当権者 東京都千代田区丸の内四丁目 1 番 1 号 株式会社すみれ銀行 (取扱店 銀座支店)

2	根抵当権設定	平成 26 年 10 月 15 日 第52788 号	原因 平成 26 年 10 月 15 日設定 極度額 金 2 億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号 甲野一郎 根抵当権者 東京都千代田区丸の内四丁目 10 番 10 号 株式会社わかば銀行 (取扱店 銀座支店)
付記 1 号	2 番根抵当権の転根 抵当	平成 26 年 10 月 15 日 第52789 号	原因 平成 26 年 10 月 15 日設定 極度額 金 2 億円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 東京都千代田区丸の内四丁目 10 番 10 号 株式会社わかば銀行 転根抵当権者 東京都港区南青山八丁目 1 番 1 号 もみじファイナンス株式会社

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 29 年 6 月 9 日

東京法務局

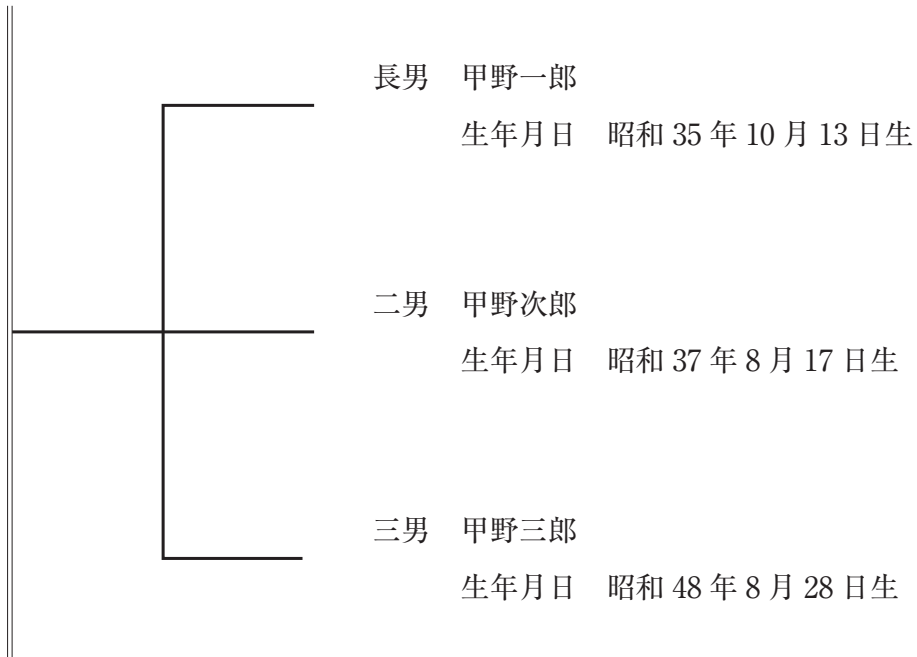
登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 2

最後の住所 東京都港区六本木八丁目 1 番 1 号

被 甲野太郎

平成 28 年 10 月 2 日死亡



妻 甲野花子

生年月日 昭和 12 年 7 月 12 日生

以上

遺産分割協議書

平成 28 年 10 月 2 日甲野太郎の死亡により開始した相続に関し、相続人全員において次のとおり遺産分割の協議をした。

1. 相続人甲野一郎は次の遺産を取得する。

東京都中央区銀座九丁目 1 番地 家屋番号 1 番 店舗

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建

1 階 165.10 m² 2 階 165.10 m²

この遺産分割の協議を証するためこの証書を作成し、各署名押印して各人 1 通を所持するものである。

平成 29 年 5 月 5 日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名が記され、押印がされているものとする。

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 【省略】
- (2) 登記の原因 【省略】
- (3) 当事者 登記権利者【省略】
登記義務者【省略】
- (4) 不動産 東京都中央区銀座九丁目1番地 家屋番号1番 店舗
鉄骨造重鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 165.10 m² 2階 165.10 m²

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- ・甲野太郎は、平成28年10月2日死亡した。

(X)

上記のとおり相違ない。

東京法務局 御中

平成29年6月15日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名が記され、押印がされているものとする。

債務引受契約書

後記債権者(以下「甲」という。), 後記引受人(以下「乙」という。)及び乙を除く後記債務者全員(以下「丙」という。)は, 以下のとおり債務引受契約を締結する。

第 1 条 被相続人甲野太郎は, 平成 18 年 5 月 15 日付金銭消費貸借契約(以下「原契約」という。)により, 甲から金 2 億 2,100 万円を借り受けていたが, 平成 28 年 10 月 2 日死亡した。

ついては, その相続人たる乙及び丙は, 被相続人が甲に対して負担していた債務を承継し, 別紙【省略】記載のとおり負担していることを確認する。

第 2 条 乙は, 丙が甲に対して負担する第 1 条記載の各債務の全部を丙に代わって免責的に引き受ける。

丙は, 乙の債務引受により, 以後その責めを免れ, 上記債務関係から離脱する。

第 3 条 乙は, 甲に対し, 原契約の条項に従って本件債務を履行する。

【中略】

本契約の成立を証するため, 本証書を作成する。

平成 29 年 6 月 15 日

住 所 東京都千代田区丸の内四丁目 1 番 1 号
債権者(甲) 株式会社すみれ銀行 代表取締役 【省略】 ㊟

住 所 【省略】
引受人(乙) 甲野一郎 ㊟

住 所 当欄には, 乙を除く債務者全員の住所及び氏名
債務者(丙) が記され, 押印がされているものとする。

賃貸借契約書

後記賃貸人(以下「甲」という。)及び後記賃借人(以下「乙」という。)は、次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次の建物(以下「本件建物」という。)を賃貸し、乙はこれを賃借する。

所 在 東京都中央区銀座九丁目1番地
家屋番号 1番
種 類 店舗
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床面積 1階 165.10㎡ 2階 165.10㎡

第2条 乙は、本件建物を乙の事業の用にのみ使用し、その他の目的には使用しないものとする。

第3条 本契約の期間は、平成29年6月30日から20年とする。

第4条 賃料は、月額665万円とする。

2 乙は、前項に定める賃料を、毎月末日限り翌月分を、甲が指定する下記金融機関口座に振り込む方法によって支払う(振込手数料は乙負担)。【口座の特定事項は省略】

第5条 乙は、電気、ガス、水道料金等本件建物の使用に必要な費用を負担し、それぞれの供給会社へ直接支払う。

第6条 乙は、甲に対し、本契約の成立と同時に、本契約に基づく一切の債務の担保として敷金3,125万円を差し入れる。

2 敷金には利息を付さないこととし、本契約の終了後に乙が甲に対し本件建物を明け渡した場合、甲は、敷金から乙の未払賃料等本契約に基づく乙の債務のうち未払のものを控除した上で、その残額について乙に返還する。

第7条 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、乙に対する通知、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2か月分以上滞納したとき。
- ② 賃料の支払をしばしば遅延し、本契約における甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められるに至ったとき。

第8条 本契約の終了と同時に、乙は、本件建物を原状に復した上で甲に明け渡さなければならぬ。

第9条 甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てを賠償しなければならない。

第10条 甲及び乙は、本契約に基づき、本件建物の賃貸借につき賃借権の設定の登記をする。

第11条 乙が本契約に基づく賃料等金銭債務の支払を遅延したときは、乙は、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上解決する。

第13条 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・押印の上、各1通を保有することとする。

平成29年6月26日

住 所 【省略】
賃貸人(甲) 甲野一郎 (印)

住 所 横浜市中区山下町 888 番地
賃借人(乙) 株式会社ベイパスタ 代表取締役 【省略】 (印)

第37問 司法書士法務太郎は、平成 29 年 5 月 16 日に事務所を訪れた第一電器株式会社の代表者から、別紙 1 から別紙 7 までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 8 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、第一電器株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年 6 月 30 日に事務所を訪れた第一電器株式会社の代表者から、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙 9 のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、第一電器株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年 5 月 17 日及び同年 7 月 3 日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問 1 から問 3 までに答えなさい。

問 1 平成 29 年 5 月 17 日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第 37 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問 2 平成 29 年 7 月 3 日に司法書士法務太郎が申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第 37 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問 3 第一電器株式会社の代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 37 問答案用紙の第 3 欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第 37 問答案用紙の第 3 欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 第一電器株式会社の定款には、別紙1から別紙9までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 第一電器株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 5 東京都中央区は東京法務局の管轄である。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 9 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。

別紙 1

【平成 29 年 3 月 10 日現在の第一電器株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 第一電器株式会社

本店 東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 4 年 6 月 26 日

- 目的
1. 家庭用電器製品の製造及び販売
 2. 文房具, 玩具の販売
 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 8000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 2400 株

各種の株式の数 普通株式 2400 株

資本金の額 金 1 億 2000 万円

発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

甲種株式は, 毎事業年度において, 普通株式に先立ち年 3 % の剰余金の配当を受けるものとする。

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の普通株式及び甲種株式を譲渡により取得するには, 当会社の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 平成 27 年 5 月 20 日重任

取締役 B 平成 27 年 5 月 20 日重任

取締役 C 平成 27 年 5 月 20 日重任

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役 A 平成 27 年 5 月 20 日重任

監査役 D 平成 28 年 5 月 25 日就任

支配人に関する事項 東京都新宿区下新宿七丁目 8 番 9 号

E

営業所 東京都中央区西京橋一丁目 1 番 1 号

支店 1 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

存続期間 会社成立の日から満 25 年

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 24 年 6 月 1 日横浜市西区平沼八丁目 8 番 8 号から本店移転

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、第一電器株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電器製品の製造及び販売
2. 文房具、玩具の販売
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告をする方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(存続期間)

第5条 当社の存続期間は、会社成立の日から満25年とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8000株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000株

甲種株式 2000株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年3%の剰余金の配当を受けるものとする。

(株券の不発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第9条 当会社の普通株式及び甲種株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(種類株主総会)

第14条 種類株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

3 第12条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会設置会社)

第15条 当会社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第17条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役設置会社)

第20条 当会社には監査役を置く。

(監査役の員数)

第21条 当社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任方法)

第22条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第24条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成 29 年 3 月 11 日開催の第一電器株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

定款第 7 条を下記のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3 % の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 6 % の剰余金の配当を受けるものとする。ただし、乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役 1 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

監査役 F

別紙 4

【平成 29 年 3 月 11 日開催の第一電器株式会社の普通株主を構成員とする種類株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

定款第 7 条を下記のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第 7 条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 6000 株

甲種株式 2000 株

乙種株式 1000 株

甲種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 3 % の剰余金の配当を受けるものとする。

乙種株式は、毎事業年度において、普通株式に先立ち年 6 % の剰余金の配当を受けるものとする。ただし、乙種株式は株主総会において一切の議決権を有しない。

別紙5

【Fの就任承諾書】

就任承諾書

私は、来たる平成29年3月11日に開催される臨時株主総会において選任されることを条件に、貴社の監査役に就任することを承諾いたします。

平成29年3月8日

住所 東京都世田谷区南世田谷三丁目4番5号

氏名 F 

第一電器株式会社 御中

別紙 6

【平成 29 年 5 月 15 日開催の第一電器株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第 2 号議案 取締役 3 名選任の件

取締役 3 名を選任することが諮られ、満場一致をもって下記のとおり選任された。

取締役 A

取締役 B

取締役 C

なお、被選任者はいずれも席上就任を承諾した。

別紙 7

【平成 29 年 5 月 15 日開催の第一電器株式会社の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 本店移転に関する件

本店を移転することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり決定した。

新本店所在場所 東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号

本店移転日 平成 29 年 5 月 15 日

第 2 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定した。

東京都渋谷区北渋谷九丁目 8 番 7 号

代表取締役 A

なお、被選定者は席上就任を承諾した。

別紙 8

【司法書士法務太郎の聴取記録(平成 29 年 5 月 16 日)】

- 1 別紙 1 は、平成 29 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 29 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の定款である。
- 3 平成 29 年 3 月 10 日現在における第一電器株式会社の株主は W、X、Y 及び Z の 4 名であり、それぞれの有する議決権の数は、W1200 個、X700 個、Y400 個、Z100 個である。また、その後平成 29 年 5 月 16 日まで、株主及びその有する議決権数に変動はない。
- 4 第一電器株式会社の平成 29 年 3 月 11 日に開催された臨時株主総会に出席した株主は W のみであり、その議事の概要は別紙 3 に記載されているとおりである。
- 5 第一電器株式会社の平成 29 年 3 月 11 日に開催された普通株主を構成員とする種類株主総会に出席した株主は W のみであり、その議事の概要は別紙 4 に記載されているとおりである。
- 6 第一電器株式会社の平成 29 年 5 月 15 日に開催された定時株主総会には、株主全員が出席し、その議事の概要は別紙 6 に記載されているとおりである。
- 7 平成 29 年 5 月 15 日に開催された定時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。また、別紙 7 の取締役会議事録には、A が登記所に提出している印鑑が押されている。
- 8 第一電器株式会社の本店は、平成 29 年 5 月 15 日に現実に移転した。

別紙 9

【司法書士法務太郎の聴取記録(平成 29 年 6 月 30 日)】

- 1 第一電器株式会社の取締役 B は、平成 29 年 6 月 26 日死亡した。
- 2 E (住所 東京都新宿区下新宿七丁目 8 番 9 号) は、第一電器株式会社に対し、平成 29 年 6 月 29 日に、同日付けで支配人を辞任する旨の届出書を提出した。
- 3 第一電器株式会社は、平成 29 年 6 月 30 日に、同日付けで東京都中央区築地台八丁目 9 番 1 号の支店を廃止する旨を適法に決定した。